

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年7月28日

【会社名】 株式会社ビジョナリーホールディングス（注）1

【英訳名】 VISIONARYHOLDINGS CO. , LTD. （注）1

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 星崎 尚彦（注）1

【本店の所在の場所】 東京都港区芝浦四丁目17番3号 芝浦NAビル3階（注）1

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 株式会社メガネスーパー
取締役執行役員CFO 三井 規彰

【最寄りの連絡場所】 神奈川県小田原市本町四丁目2番39号

【電話番号】 (0465)24 3611(代表)

【事務連絡者氏名】 株式会社メガネスーパー
取締役執行役員CFO 三井 規彰

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券及び新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）1,587,278,000円（注）2、4

【届出の対象とした募集金額】 (第1回新株予約権)
0円（注）3
159,318,000円（注）4
(第2回新株予約権)
0円（注）3
128,260,000円（注）4
(第3回新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）)
0円（注）3
950,000,000円（注）4
(第4回新株予約権)
0円（注）3
201,300,000円（注）4
(第5回新株予約権)
0円（注）3
148,400,000円（注）4

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

- (注) 1. 本訂正届出書提出日現在におきまして、株式会社ビジョナリーホールディングスは未成立であり、平成29年11月1日の設立を予定しております。なお、代表者の役職氏名及び本店の所在の場所につきましては、現時点の予定を記載しております。
2. 本訂正届出書の対象となる新株予約権証券は、本株式移転に際し、株式会社メガネスーパーの新株予約権の新株予約権者に対して、株式会社メガネスーパーの新株予約権の代わりに、その保有する新株予約権の合計と同数の株式会社ビジョナリーホールディングスの新株予約権証券を交付するものです。
3. 新株予約権証券の発行価額の総額です。
4. 新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額です。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年7月26日に開催された株式会社メガネスーパーの定時株主総会において、株式移転計画が承認されたこと、平成29年7月28日に株式会社メガネスーパーの有価証券報告書及び臨時報告書が提出されたことに伴い、平成29年7月10日に提出いたしました有価証券届出書の記載内容の一部に訂正すべき事項が生じたので、当該箇所を訂正するため、また、定時株主総会の議事録の写しを添付書類として追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券

(1) 募集の条件

(2) 新株予約権の内容等

株式会社ビジョナリーホールディングス第1回新株予約権

株式会社ビジョナリーホールディングス第2回新株予約権

株式会社ビジョナリーホールディングス第3回新株予約権

株式会社ビジョナリーホールディングス第4回新株予約権

株式会社ビジョナリーホールディングス第5回新株予約権

第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報

第1 組織再編成（公開買付け）の概要

1 組織再編成の目的等

1. 本株式移転の目的及び理由

2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

提出会社の企業集団の概要

3 組織再編成に係る契約

1. 株式移転計画の内容の概要

2. 株式移転計画の内容

第2章の3 B種優先株式

第10条の17

第2章の5 A種劣後株式

第10条の35

第2章の6 B種劣後株式

第10条の41

6 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利

1. 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

議決権の行使の方法について

7 組織再編成に関する手続

1. 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

2. 株主総会等の組織再編成に関する手続きの方法及び日程

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

第2 統合財務情報

第三部 企業情報

第1 企業の概況

2 沿革

第2 事業の状況

1 業績等の概要

- 2 生産、受注及び販売の状況
- 3 対処すべき課題
- 5 経営上の重要な契約等
- 6 研究開発活動
- 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第3 設備の状況

- 1 設備投資等の概要
 - (2) 連結子会社の状況
- 2 主要な設備の状況
 - (2) 連結子会社の状況
- 3 設備の新設、除却等の計画
 - (2) 連結子会社の状況

第4 提出会社の状況

- 5 役員の状況

第5 経理の状況

第六部 組織再編成対象会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

- (1) 組織再編成対象会社が提出した書類
 - 有価証券報告書及びその添付書類
 - 四半期報告書又は半期報告書
 - 臨時報告書
 - 訂正報告書
- (添付資料の追加)
- 株式会社メガネスーパー 第41期定時株主総会議事録の写し

3【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

（訂正前）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

（訂正前）

発行数	215,260個（注）2、3
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	該当事項はありません。
申込期間	該当事項はありません。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	該当事項はありません。
割当日	平成29年11月1日(水)
払込期日	該当事項はありません。
払込取扱場所	該当事項はありません。

(注) 1 当社は、平成29年11月1日付で株式会社メガネスーパーを株式移転完全子会社とし、当社を株式移転設立完全親会社とする株式移転を予定しております。

2 本届出書に係る新株予約権は、当社が株式会社メガネスーパー第9回新株予約権に係る新株予約権者に対し付与する予定の株式会社メガネスーパー第9回新株予約権に代わる株式会社ビジョナリーホールディングス第1回新株予約権、当社が株式会社メガネスーパー第11回新株予約権の新株予約権者に対し付与する予定の株式会社メガネスーパー第11回新株予約権に代わる株式会社ビジョナリーホールディングス第2回新株予約権、当社が株式会社メガネスーパー第12回新株予約権の新株予約権者に対し付与する予定の株式会社メガネスーパー第12回新株予約権に代わる株式会社ビジョナリーホールディングス第3回新株予約権、当社が株式会社メガネスーパー第13回新株予約権の新株予約権者に対し付与する予定の株式会社メガネスーパー第13回新株予約権に代わる株式会社ビジョナリーホールディングス第4回新株予約権、当社が株式会社メガネスーパー第14回新株予約権の新株予約権者に対し付与する予定の株式会社メガネスーパー第14回新株予約権に代わる株式会社ビジョナリーホールディングス第5回新株予約権であります。

3 本株式移転の効力発生に先立ち、株式移転完全子会社となるメガネスーパーの発行済新株予約権数が変化した場合、持株会社である当社が交付する上記新株予約権数は変動いたします。

4 割当対象者は、本株式移転の効力発生日の直前日のメガネスーパーの新株予約権原簿に記載又は記録されたメガネスーパーの新株予約権に係る新株予約権者であります。

5 新株予約権は、平成29年6月19日に開催されたメガネスーパーの取締役会の決議及び平成29年7月26日に開催される予定のメガネスーパーの定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づいて行う本株式移転に伴い発行する予定です。

（訂正後）

発行数	215,260個（注）2、3
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	該当事項はありません。
申込期間	該当事項はありません。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	該当事項はありません。
割当日	平成29年11月1日(水)
払込期日	該当事項はありません。

払込取扱場所	該当事項はありません。
--------	-------------

- (注) 1 当社は、平成29年11月1日付けで株式会社メガネスーパーを株式移転完全子会社とし、当社を株式移転設立完全親会社とする株式移転を予定しております。
- 2 本届出書に係る新株予約権は、当社が株式会社メガネスーパー第9回新株予約権に係る新株予約権者に対し付与する予定の株式会社メガネスーパー第9回新株予約権に代わる株式会社ビジョナリーホールディングス第1回新株予約権、当社が株式会社メガネスーパー第11回新株予約権の新株予約権者に対し付与する予定の株式会社メガネスーパー第11回新株予約権に代わる株式会社ビジョナリーホールディングス第2回新株予約権、当社が株式会社メガネスーパー第12回新株予約権の新株予約権者に対し付与する予定の株式会社メガネスーパー第12回新株予約権に代わる株式会社ビジョナリーホールディングス第3回新株予約権、当社が株式会社メガネスーパー第13回新株予約権の新株予約権者に対し付与する予定の株式会社メガネスーパー第13回新株予約権に代わる株式会社ビジョナリーホールディングス第4回新株予約権、当社が株式会社メガネスーパー第14回新株予約権の新株予約権者に対し付与する予定の株式会社メガネスーパー第14回新株予約権に代わる株式会社ビジョナリーホールディングス第5回新株予約権であります。
- 3 本株式移転の効力発生に先立ち、株式移転完全子会社となるメガネスーパーの発行済新株予約権数が変化した場合には、持株会社である当社が交付する上記新株予約権数は変動いたします。
- 4 割当対象者は、本株式移転の効力発生日の直前日のメガネスーパーの新株予約権原簿に記載又は記録されたメガネスーパーの新株予約権に係る新株予約権者であります。
- 5 新株予約権は、平成29年6月19日に開催されたメガネスーパーの取締役会の決議及び平成29年7月26日に開催されたメガネスーパーの定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づいて行う本株式移転に伴い発行する予定です。

(2)【新株予約権の内容等】

(訂正前)

株式会社ビジョナリーホールディングス第1回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における株式です。
新株予約権の目的となる株式の数	1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、3,006,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写) 別紙3「乙第1回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数」により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2. 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知または公告する。但し、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
新株予約権の行使時の払込金額	1. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。 2. 行使価額は、53円とする。但し、後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙3「乙第1回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」の定めるところに従い調整されるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	159,318,000円 (前記「新株予約権の目的となる株式の数」に1株あたりの前記「新株予約権の行使時の払込金額」を乗じた額を記載しております。実際の額は、これを下回る可能性があります。)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 発行価格 53円 但し、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に従い変動することがある。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権の行使期間	2017年11月17日から2024年11月16日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求場所 東京都港区芝浦四丁目17番3号 芝浦NAビル3階 株式会社ビジョナリーホールディングス 2. 新株予約権の行使請求取次ぎ場所 設置しない。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 みずほ銀行横浜駅前支店（又はその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店）
新株予約権の行使の条件	後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙3「乙第1回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (6) 新株予約権の行使の条件」の規定に従う。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画、または当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画について株主総会の承認がなされた場合（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の決議がなされた場合）、及び、新株予約権者が後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙3「乙第1回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (6) 新株予約権の行使の条件」による新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、その他理由の如何を問わず権利を行使することが出来なくなった場合、取締役会の決議によって別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙3「乙第1回新株予約権の内容」記載の「6. 組織再編成の際の新株予約権の取扱い」の規定に従う。

- (注) 1 本株式移転の効力発生に先立ち、株式移転完全子会社となるメガネスーパーの発行する株式会社メガネスーパー第9回新株予約権の総数が変化した場合には、当社が交付する株式会社ビジョナリーホールディングス第1回新株予約権の発行数は変動いたします。
- 2 株式会社ビジョナリーホールディングス第1回新株予約権は、メガネスーパーの平成29年6月19日開催の取締役会の決議(株式移転計画の承認及び株主総会への付議)及び平成29年7月26日開催予定の定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき発行します。

(訂正後)

株式会社ビジョナリーホールディングス第1回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における株式です。
新株予約権の目的となる株式の数	1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、3,006,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙3「乙第1回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数」により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2. 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知または公告する。但し、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
	1. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権の行使時の払込金額	2. 行使価額は、53円とする。但し、後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙3「乙第1回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」の定めるところに従い調整されるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	159,318,000円 (前記「新株予約権の目的となる株式の数」に1株あたりの前記「新株予約権の行使時の払込金額」を乗じた額を記載しております。実際の額は、これを下回る可能性があります。)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 発行価格 53円 但し、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に従い変動することがある。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	2017年11月17日から2024年11月16日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求場所 東京都港区芝浦四丁目17番3号 芝浦NAビル3階 株式会社ビジョナリーホールディングス 2. 新株予約権の行使請求取次ぎ場所 設置しない。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 みずほ銀行横浜駅前支店（又はその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店）
新株予約権の行使の条件	後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙3「乙第1回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (6) 新株予約権の行使の条件」の規定に従う。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画、または当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画について株主総会の承認がなされた場合（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の決議がなされた場合）、及び、新株予約権者が後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙3「乙第1回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (6) 新株予約権の行使の条件」による新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、その他理由の如何を問わず権利を行使することが出来なくなった場合、取締役会の決議によって別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙3「乙第1回新株予約権の内容」記載の「6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い」の規定に従う。

(注) 1 本株式移転の効力発生に先立ち、株式移転完全子会社となるメガネスーパーの発行する株式会社メガネスーパー第9回新株予約権の総数が変化した場合には、当社が交付する株式会社ビジョナリーホールディングス第1回新株予約権の発行数は変動いたします。

2 株式会社ビジョナリーホールディングス第1回新株予約権は、メガネスーパーの平成29年6月19日開催の取締役会の決議(株式移転計画の承認及び株主総会への付議)及び平成29年7月26日に開催された定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき発行します。

(訂正前)

株式会社ビジョナリーホールディングス第2回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における株式です。
新株予約権の目的となる株式の数	1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、2,420,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙5「乙第2回新株予約権の内容」記載の「4. 新株予約権の内容 (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数」により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2. 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
新株予約権の行使時の払込金額	1. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。 2. 行使価額は、53円とする。但し、後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙5「乙第2回新株予約権の内容」記載の「4. 新株予約権の内容 (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」の定めるところに従い調整されるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	128,260,000円 (前記「新株予約権の目的となる株式の数」に1株あたりの前記「新株予約権の行使時の払込金額」を乗じた額を記載しております。実際の額は、これを下回る可能性があります。)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 発行価格 53円 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	2020年12月4日から2025年12月3日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求場所 東京都港区芝浦四丁目17番3号 芝浦NAビル3階 株式会社ビジョナリーホールディングス 2. 新株予約権の行使請求取次ぎ場所 設置しない。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 みずほ銀行横浜駅前支店(又はその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店)
新株予約権の行使の条件	後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙5「乙第2回新株予約権の内容」記載の「4. 新株予約権の内容 (7) 新株予約権の行使の条件」の規定に従う。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画、または当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画について株主総会の承認がなされた場合（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の決議がなされた場合）、及び、新株予約権者が後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙5「乙第2回新株予約権の内容」記載の「4. 新株予約権の内容 (7) 新株予約権の行使の条件」による新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、その他理由の如何を問わず権利を行使することが出来なくなった場合、取締役会の決議によって別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができる。</p> <p>交付日後、「眼鏡・補聴器革新株式会社」「投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズIV号・適格機関投資家間転売制限付分除外少数人投資家向け」「AP Cayman Partners II, L.P.」「Japan Ireland Investment Partners」「フォーティーツー投資組合」（以下「APファンド」という。）が、その保有する総株主の議決権の1%以上の当社株式を譲渡し、かつ、総株主の議決権の50.1%超を合計して保有する当社株主ではなくなった場合、取締役会の決議によって別途定める日（以下「取得日」という。）に、当社は新株予約権の全部又は一部を、新株予約権1個あたり、その本源的価値に付与株式数を乗じた金額で取得することができる。なお、一部取得の場合は、所有新株予約権数に応じた按分比例の方法による。また、本源的価値とは、取得日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいう。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値から行使価額を引いた額に相当するものとし、但し、同終値が行使価額を下回る場合は0円とする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙5「乙第2回新株予約権の内容」記載の「7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い」の規定に従う。

- (注) 1 本株式移転の効力発生に先立ち、株式移転完全子会社となるメガネスーパーの発行する株式会社メガネスーパー第11回新株予約権の総数が変化した場合には、当社が交付する株式会社ビジョナリーホールディングス第2回新株予約権の発行数は変動いたします。
- 2 株式会社ビジョナリーホールディングス第2回新株予約権は、メガネスーパーの平成29年6月19日開催の取締役会の決議(株式移転計画の承認及び株主総会への付議)及び平成29年7月26日開催予定の定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき発行します。

(訂正後)

株式会社ビジョナリーホールディングス第2回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における株式です。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、2,420,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。))は100株とする。)。但し、後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙5「乙第2回新株予約権の内容」記載の「4. 新株予約権の内容 (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数」により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。</p>
	1. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権の行使時の払込金額	2. 行使価額は、53円とする。但し、後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙5「乙第2回新株予約権の内容」記載の「4. 新株予約権の内容 (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」の定めるところに従い調整されるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	128,260,000円 (前記「新株予約権の目的となる株式の数」に1株あたりの前記「新株予約権の行使時の払込金額」を乗じた額を記載しております。実際の額は、これを下回る可能性があります。)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 発行価格 53円 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	2020年12月4日から2025年12月3日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求場所 東京都港区芝浦四丁目17番3号 芝浦NAビル3階 株式会社ビジョナリーホールディングス 2. 新株予約権の行使請求取次ぎ場所 設置しない。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 みずほ銀行横浜駅前支店(又はその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店)
新株予約権の行使の条件	後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙5「乙第2回新株予約権の内容」記載の「4. 新株予約権の内容 (7) 新株予約権の行使の条件」の規定に従う。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画、または当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画について株主総会の承認がなされた場合(株主総会の承認を要しない場合は取締役会の決議がなされた場合)、及び、新株予約権者が後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙5「乙第2回新株予約権の内容」記載の「4. 新株予約権の内容 (7) 新株予約権の行使の条件」による新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、その他理由の如何を問わず権利を行使することが出来なくなった場合、取締役会の決議によって別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができる。 交付日後、「眼鏡・補聴器革新株式会社」「投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズIV号・適格機関投資家間転売制限付分除外少数投資家向け」「AP Cayman Partners II, L.P.」「Japan Ireland Investment Partners」「フォーティーター投資組合」(以下「APファンド」という。)が、その保有する総株主の議決権の1%以上の当社株式を譲渡し、かつ、総株主の議決権の50.1%超を合計して保有する当社株主ではなくなった場合、取締役会の決議によって別途定める日(以下「取得日」という。)に、当社は新株予約権の全部又は一部を、新株予約権1個あたり、その本源的価値に付与株式数を乗じた金額で取得することができる。なお、一部取得の場合は、所有新株予約権数に応じた按分比例の方法による。また、本源的価値とは、取得日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいう。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値から行使価額を引いた額に相当するものとし、但し、同終値が行使価額を下回る場合は0円とする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙5「乙第2回新株予約権の内容」記載の「7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い」の規定に従う。
--------------------------	---

- (注) 1 本株式移転の効力発生に先立ち、株式移転完全子会社となるメガネスーパーの発行する株式会社メガネスーパー第11回新株予約権の総数が変化した場合には、当社が交付する株式会社ビジョナリーホールディングス第2回新株予約権の発行数は変動いたします。
- 2 株式会社ビジョナリーホールディングス第2回新株予約権は、メガネスーパーの平成29年6月19日開催の取締役会の決議(株式移転計画の承認及び株主総会への付議)及び平成29年7月26日に開催された定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき発行します。

(訂正前)

株式会社ビジョナリーホールディングス第3回新株予約権

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<p>1 本新株予約権の目的である株式の種類及び数 当社普通株式10,000,000株(当社普通株式は、別記「新株予約権の目的となる株式の種類」欄に定義する。以下同じ。)。なお、当社普通株式の株価の上昇又は下落により本新株予約権の行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整される場合がある。</p> <p>2 行使価額の修正 後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「8. 行使価額の修正」を条件に、行使価額は、各修正日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り上げた金額に修正される。さらに、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した時点において、東証におけるその日の売買立会が終了している場合、当該通知は、直後の取引日に受領したものとみなす。</p> <p>本有価証券届出書において、「行使日」とは、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。 「取引日」とは、東証において売買立会が行われる日をいう。但し、東証において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。 「修正日」とは、各行使価額の修正につき、行使日の直前の取引日をいう。</p> <p>3 行使価額の修正頻度 行使の際に本欄2項に記載の条件に該当する都度、各修正日において、修正される。</p> <p>4 行使価額の下限 行使価額は40円(但し、後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「7. 行使価額の調整」による調整を受ける。)(以下「下限行使価額」という。)を下回らないものとする。</p> <p>5 割当株式数 10,000,000株</p> <p>6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額) 本新株予約権の下限行使価額である40円で本新株予約権全部が行使された場合の金額は400,000,000円(但し、本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性がある。)</p> <p>7 当社の請求による本新株予約権の取得 本新株予約権には、当社の決定により、本新株予約権の全部又は一部を取得することを可能とする条項が設けられている(詳細については別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄参照)。</p> <p>8 本新株予約権者による本新株予約権の取得請求 本新株予約権には、本新株予約権者が当社に対して、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することを可能とする条項が設けられている(詳細については別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄参照)。</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における株式です。
	1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、100,000株(以下「割当株式数」という。)

新株予約権の目的となる株式の数	とする。本新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数として10,000,000株とする。但し、後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使時の払込金額	1. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。 2. 行使価額は、当初95円とする。 但し、後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「7. 行使価額の調整」の定めるところに従い調整されるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	950,000,000円 (前記「新株予約権の目的となる株式の数」に1株あたりの前記「新株予約権の行使時の払込金額」を乗じた額を記載しております。実際の額は、これを下回る可能性があります。)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 発行価格 95円 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成29年11月1日から平成30年3月31日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求場所 東京都港区芝浦四丁目17番3号 芝浦NAビル3階 株式会社ビジョナリーホールディングス 2. 新株予約権の行使請求取次ぎ場所 設置しない。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 みずほ銀行横浜駅前支店
新株予約権の行使の条件	後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「10. その他の本新株予約権の行使の条件」の規定に従う。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1. 平成29年11月1日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。 2. いずれかの取引日において、東証における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して下限行使価額を下回った場合、もしくは本新株予約権の交付日より1年が経過した場合、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して15取引日目の日において、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。

新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「12. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付」の規定に従う。

- (注) 1 本株式移転の効力発生に先立ち、株式移転完全子会社となるメガネスーパーの発行する株式会社メガネスーパー第12回新株予約権の総数が変化した場合には、当社が交付する株式会社ビジョナリーホールディングス第3回新株予約権の発行数は変動いたします。
- 2 株式会社ビジョナリーホールディングス第3回新株予約権は、メガネスーパーの平成29年6月19日開催の取締役会の決議(株式移転計画の承認及び株主総会への付議)及び平成29年7月26日開催予定の定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき発行します。
- (後略)

(訂正後)

株式会社ビジョナリーホールディングス第3回新株予約権

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<p>1 本新株予約権の目的である株式の種類及び数 当社普通株式10,000,000株(当社普通株式は、別記「新株予約権の目的となる株式の種類」欄に定義する。以下同じ。)。なお、当社普通株式の株価の上昇又は下落により本新株予約権の行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整される場合がある。</p> <p>2 行使価額の修正 後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「8. 行使価額の修正」を条件に、行使価額は、各修正日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り上げた金額に修正される。さらに、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した時点において、東証におけるその日の売買立会が終了している場合、当該通知は、直後の取引日に受領したものとみなす。</p> <p>本有価証券届出書において、「行使日」とは、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。 「取引日」とは、東証において売買立会が行われる日をいう。但し、東証において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。 「修正日」とは、各行使価額の修正につき、行使日の直前の取引日をいう。</p> <p>3 行使価額の修正頻度 行使の際に本欄2項に記載の条件に該当する都度、各修正日において、修正される。</p> <p>4 行使価額の下限 行使価額は40円(但し、後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「7. 行使価額の調整」による調整を受ける。)(以下「下限行使価額」という。)を下回らないものとする。</p> <p>5 割当株式数 10,000,000株</p> <p>6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額) 本新株予約権の下限行使価額である40円で本新株予約権全部が行使された場合の金額は400,000,000円(但し、本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性がある。)</p> <p>7 当社の請求による本新株予約権の取得 本新株予約権には、当社の決定により、本新株予約権の全部又は一部を取得することを可能とする条項が設けられている(詳細については別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄参照)。</p> <p>8 本新株予約権者による本新株予約権の取得請求 本新株予約権には、本新株予約権者が当社に対して、本新株予約権の全部又は一部を取得を請求することを可能とする条項が設けられている(詳細については別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄参照)。</p>
	普通株式

新株予約権の目的となる株式の種類	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における株式です。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、100,000株（以下「割当株式数」という。）とする。本新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数として10,000,000株とする。但し、後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>2. 行使価額は、当初95円とする。</p> <p>但し、後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「7. 行使価額の調整」の定めるところに従い調整されるものとする。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	950,000,000円 (前記「新株予約権の目的となる株式の数」に1株あたりの前記「新株予約権の行使時の払込金額」を乗じた額を記載しております。実際の額は、これを下回る可能性があります。)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 発行価格 95円</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成29年11月1日から平成30年3月31日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求場所 東京都港区芝浦四丁目17番3号 芝浦NAビル3階 株式会社ビジョナリーホールディングス</p> <p>2. 新株予約権の行使請求取次ぎ場所 設置しない。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 みずほ銀行横浜駅前支店</p>
新株予約権の行使の条件	後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「10. その他の本新株予約権の行使の条件」の規定に従う。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 平成29年11月1日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p> <p>2. いずれかの取引日において、東証における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して下限行使価額を下回った場合、もしくは本新株予約権の交付日より1年が経過した場合、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して15取引日目の日において、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「12. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付」の規定に従う。

(注) 1 本株式移転の効力発生に先立ち、株式移転完全子会社となるメガネスーパーの発行する株式会社メガネスーパー第12回新株予約権の総数が変化した場合には、当社が交付する株式会社ビジョナリーホールディングス第3回新株予約権の発行数は変動いたします。

2 株式会社ビジョナリーホールディングス第3回新株予約権は、メガネスーパーの平成29年6月19日開催の取締役会の決議(株式移転計画の承認及び株主総会への付議)及び平成29年7月26日に開催された定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき発行します。

(後略)

(訂正前)

株式会社ビジョナリーホールディングス第4回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における株式です。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、3,300,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。))は100株とする。)。但し、後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙9「乙第4回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数」により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>2. 行使価額は、61円とする。</p> <p>但し後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙9「乙第4回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」の定めるところに従い調整されるものとする。</p>
	201,300,000円

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	(前記「新株予約権の目的となる株式の数」に1株あたりの前記「新株予約権の行使時の払込金額」を乗じた額を記載しております。実際の額は、これを下回る可能性があります。)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 発行価格 61円 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	2019年12月15日から2026年12月14日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求場所 東京都港区芝浦四丁目17番3号 芝浦NAビル3階 株式会社ビジョナリーホールディングス 2. 新株予約権の行使請求取次ぎ場所 設置しない。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 みずほ銀行横浜駅前支店（又はその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店）
新株予約権の行使の条件	後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙9「乙第4回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (6) 新株予約権の行使の条件」の規定に従う。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画、または当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画について株主総会の承認がなされた場合（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の決議がなされた場合）、及び、新株予約権者が後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙9「乙第4回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (6) 新株予約権の行使の条件」による新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、その他理由の如何を問わず権利を行使することが出来なくなった場合、取締役会の決議によって別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得の制限については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙9「乙第4回新株予約権の内容」記載の「6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い」の規定に従う。

- (注) 1 本株式移転の効力発生に先立ち、株式移転完全子会社となるメガネスーパーの発行する株式会社メガネスーパー第13回新株予約権の総数が変化した場合には、当社が交付する株式会社ビジョナリーホールディングス第4回新株予約権の発行数は変動いたします。
- 2 株式会社ビジョナリーホールディングス第4回新株予約権は、メガネスーパーの平成29年6月19日開催の取締役会の決議(株式移転計画の承認及び株主総会への付議)及び平成29年7月26日開催予定の定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき発行します。

(訂正後)

株式会社ビジョナリーホールディングス第4回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における株式です。
	1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、3,300,000株とする(本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙9「乙第4回新株予約権の内容」記載

新株予約権の目的となる株式の数	の「3. 新株予約権の内容 (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数」により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2. 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
新株予約権の行使時の払込金額	1. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。 2. 行使価額は、61円とする。 但し後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙9「乙第4回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」の定めるところに従い調整されるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	201,300,000円 (前記「新株予約権の目的となる株式の数」に1株あたりの前記「新株予約権の行使時の払込金額」を乗じた額を記載しております。実際の額は、これを下回る可能性があります。)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 発行価格 61円 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	2019年12月15日から2026年12月14日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求場所 東京都港区芝浦四丁目17番3号 芝浦NAビル3階 株式会社ビジョナリーホールディングス 2. 新株予約権の行使請求取次ぎ場所 設置しない。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 みずば銀行横浜駅前支店（又はその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店）
新株予約権の行使の条件	後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙9「乙第4回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (6) 新株予約権の行使の条件」の規定に従う。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画、または当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画について株主総会の承認がなされた場合（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の決議がなされた場合）、及び、新株予約権者が後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙9「乙第4回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (6) 新株予約権の行使の条件」による新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、その他理由の如何を問わず権利を行使することが出来なくなった場合、取締役会の決議によって別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得の制限については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙9「乙第4回新株予約権の内容」記載の「6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い」の規定に従う。

- (注) 1 本株式移転の効力発生に先立ち、株式移転完全子会社となるメガネスーパーの発行する株式会社メガネスーパー第13回新株予約権の総数が変化した場合には、当社が交付する株式会社ビジョナリーホールディングス第4回新株予約権の発行数は変動いたします。
- 2 株式会社ビジョナリーホールディングス第4回新株予約権は、メガネスーパーの平成29年6月19日開催の取締役会の決議(株式移転計画の承認及び株主総会への付議)及び平成29年7月26日に開催された定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき発行します。

(訂正前)

株式会社ビジョナリーホールディングス第5回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における株式です。
新株予約権の目的となる株式の数	1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、2,800,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙11「乙第5回新株予約権の内容」記載の「4. 新株予約権の内容 (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数」により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2. 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
新株予約権の行使時の払込金額	1. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。 2. 行使価額は、53円とする。 但し後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙11「乙第5回新株予約権の内容」記載の「4. 新株予約権の内容 (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」の定めるところに従い調整されるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	148,400,000円 (前記「新株予約権の目的となる株式の数」に1株あたりの前記「新株予約権の行使時の払込金額」を乗じた額を記載しております。実際の額は、これを下回る可能性があります。)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 発行価格 53円 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	2020年12月4日から2025年12月3日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求場所 東京都港区芝浦四丁目17番3号 芝浦NAビル3階 株式会社ビジョナリーホールディングス 2. 新株予約権の行使請求取次ぎ場所 設置しない。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 みずほ銀行横浜駅前支店(又はその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店)
新株予約権の行使の条件	後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙11「乙第5回新株予約権の内容」記載の「4. 新株予約権の内容 (7) 新株予約権の行使の条件」の規定に従う。
	1. 平成29年11月1日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。 2. いずれかの取引日において、東証における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して下限行使価額を下回った場合、もしくは本新株予約権の交付日より1年が経過した場合、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部を取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して15取引日目の日において、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得の制限については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙11「乙第5回新株予約権の内容」記載の「7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い」の規定に従う。

- (注) 1 本株式移転の効力発生に先立ち、株式移転完全子会社となるメガネスーパーの発行する株式会社メガネスーパー第14回新株予約権の総数が変化した場合には、当社が交付する株式会社ビジョナリーホールディングス第5回新株予約権の発行数は変動いたします。
- 2 株式会社ビジョナリーホールディングス第5回新株予約権は、メガネスーパーの平成29年6月19日開催の取締役会の決議(株式移転計画の承認及び株主総会への付議)及び平成29年7月26日開催予定の定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき発行します。

(訂正後)

株式会社ビジョナリーホールディングス第5回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における株式です。
新株予約権の目的となる株式の数	1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、2,800,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙11「乙第5回新株予約権の内容」記載の「4. 新株予約権の内容 (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数」により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2. 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
新株予約権の行使時の払込金額	1. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。 2. 行使価額は、53円とする。 但し後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙11「乙第5回新株予約権の内容」記載の「4. 新株予約権の内容 (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」の定めるところに従い調整されるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	148,400,000円 (前記「新株予約権の目的となる株式の数」に1株あたりの前記「新株予約権の行使時の払込金額」を乗じた額を記載しております。実際の額は、これを下回る可能性があります。)
	1. 発行価格 53円

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	2020年12月4日から2025年12月3日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求場所 東京都港区芝浦四丁目17番3号 芝浦NAビル3階 株式会社ビジョナリーホールディングス 2. 新株予約権の行使請求取次ぎ場所 設置しない。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 みずほ銀行横浜駅前支店（又はその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店）
新株予約権の行使の条件	後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙11「乙第5回新株予約権の内容」記載の「4. 新株予約権の内容 (7) 新株予約権の行使の条件」の規定に従う。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1. 平成29年11月1日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。 2. いずれかの取引日において、東証における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して下限行使価額を下回った場合、もしくは本新株予約権の交付日より1年が経過した場合、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して15取引日目の日において、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得の制限については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙11「乙第5回新株予約権の内容」記載の「7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い」の規定に従う。

- (注) 1 本株式移転の効力発生に先立ち、株式移転完全子会社となるメガネスーパーの発行する株式会社メガネスーパー第14回新株予約権の総数が変化した場合には、当社が交付する株式会社ビジョナリーホールディングス第5回新株予約権の発行数は変動いたします。
- 2 株式会社ビジョナリーホールディングス第5回新株予約権は、メガネスーパーの平成29年6月19日開催の取締役会の決議(株式移転計画の承認及び株主総会への付議)及び平成29年7月26日に開催された定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき発行します。

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

1【組織再編成の目的等】

（訂正前）

1．本株式移転の目的及び理由

当社グループの属する眼鏡小売市場におきましては、依然として低価格均一店に伸びがみられるものの、高齢化の進展による老視マーケットの拡大、PCやスマートフォンなどのディスプレイやキーボード等により構成されるVDT（Visual Display Terminals）の高頻度使用による若年層における視力低下、疲れ目やスマホ老眼解消の需要高まりを背景として、老視レンズ、遠近両用レンズ等の累進型レンズへの需要が拡大しており、眼鏡一式市場規模は緩やかな回復傾向にあります。需要層について、低価格均一眼鏡と視環境の改善、いわゆる付加価値を求める需要層に二極化する傾向がみられる一方で、供給面においては、既存量販店、専門店、中小店を中心に価格競争の激化、労働需要の逼迫や経営者の高齢化による事業承継問題等により減少傾向がみられるなど、需要層の二極化と相まって業界再編の機運が高まっていくことが予想されます。

このような経営環境のもと、当社は「アイケア」重視のサービス型店舗モデルの一層の強化による事業基盤の強化と経営効率の向上に取り組む意向を有しております。

同時に、「アイケア」重視のサービス型店舗モデルのプラットフォーム化（以下「目の健康プラットフォーム」といいます。）を通じて、アイケア領域で親和性が高いメガネチェーン店や異業種企業との資本・業務提携を強化しており、富山県内に22店舗を展開する株式会社メガネハウスを当社グループに加えるなど、同プラットフォームを通じた事業規模の拡大並びに事業基盤の共有化（以下「ロールアップ」といいます。）を戦略的に展開し、眼鏡小売市場における付加価値需要層領域での競争優位の確立を目指しております。

また、技術革新を通じた新たな市場の開拓を目指し、「視覚拡張」をキーコンセプトに「見え方」「かけ心地」にこだわったメガネ型ウェアラブル端末「b.g.（ビージー）」の商品開発を進めておりましたが、ウェアラブル端末領域の早期事業化を図るため、株式会社Enhanlabo（エンハンラボ）を当社グループに加えております。

そのようななかで、当社グループが一層の企業価値向上を実現するためには、環境変化へのスピーディな対応が不可欠であり、機動的かつ柔軟な経営判断を可能とする体制のもと、ガバナンスの強化とともにグループ会社の採算性の明確化を図り、目の健康プラットフォームを通じた同業のロールアップ戦略、並びに技術革新を通じた新たな市場開拓を戦略的に展開していくことを目的とし、純粋持株会社体制へ移行することにいたしました。

純粋持株会社体制への移行後、新たに設立される当社は、親会社として、グループ全体の経営戦略の策定及び経営資源の配分を行うとともに、各グループ会社への経営管理機能を担います。また、各グループ会社のミッションを明確化し、シナジー効果の追求によるグループ全体の経営効率の向上、グループ外取引の拡大による新たな事業機会の創出など、持続的な成長を目指してまいります。また、純粋持株会社体制への移行後も財務体質の強化と事業基盤の安定化を最優先とし、早期の復配を目指す方針です。

なお、純粋持株会社体制への移行は、平成29年7月26日開催予定メガネスーパーの株主総会における承認を前提にしております。本件株式移転により、メガネスーパーは当社の完全子会社になるため、メガネスーパーの普通株式は上場廃止となりますが、当社は、東京証券取引所JASDAQ市場（スタンダード）に上場申請を行うことを予定しております。上場日は東京証券取引所JASDAQ市場（スタンダード）の審査によりますが、当社の設立登記日（株式移転効力発生日）である平成29年11月1日を予定しております。

（訂正後）

1．本株式移転の目的及び理由

当社グループの属する眼鏡小売市場におきましては、依然として低価格均一店に伸びがみられるものの、高齢化の進展による老視マーケットの拡大、PCやスマートフォンなどのディスプレイやキーボード等により構成されるVDT（Visual Display Terminals）の高頻度使用による若年層における視力低下、疲れ目やスマホ老眼解消の需要高まりを背景として、老視レンズ、遠近両用レンズ等の累進型レンズへの需要が拡大しており、眼鏡一式市場規模は緩やかな回復傾向にあります。需要層について、低価格均一眼鏡と視環境の改善、いわゆる付加価値を求める需要層に二極化する傾向がみられる一方で、供給面においては、既存量販店、専門店、中小店を中心に価格競争の激化、労働需要の逼迫や経営者の高齢化による事業承継問題等により減少傾向がみられるなど、需要層の二極化と相まって業界再編の機運が高まっていくことが予想されます。

このような経営環境のもと、当社は「アイケア」重視のサービス型店舗モデルの一層の強化による事業基盤の強化と経営効率の向上に取り組む意向を有しております。

同時に、「アイケア」重視のサービス型店舗モデルのプラットフォーム化(以下「目の健康プラットフォーム」といいます。)を通じて、アイケア領域で親和性が高いメガネチェーン店や異業種企業との資本・業務提携を強化しており、富山県内に22店舗を展開する株式会社メガネハウスを当社グループに加えるなど、同プラットフォームを通じた事業規模の拡大並びに事業基盤の共有化(以下「ロールアップ」といいます。)を戦略的に展開し、眼鏡小売市場における付加価値需要層領域での競争優位の確立を目指しております。

また、技術革新を通じた新たな市場の開拓を目指し、「視覚拡張」をキーコンセプトに「見え方」「かけ心地」にこだわったメガネ型ウェアラブル端末「b.g.(ビージー)」の商品開発を進めておりましたが、ウェアラブル端末領域の早期事業化を図るため、株式会社EnhanLabo(エンハンラボ)を当社グループに加えております。

そのようななかで、当社グループが一層の企業価値向上を実現するためには、環境変化へのスピーディな対応が不可欠であり、機動的かつ柔軟な経営判断を可能とする体制のもと、ガバナンスの強化とともにグループ会社の採算性の明確化を図り、目の健康プラットフォームを通じた同業のロールアップ戦略、並びに技術革新を通じた新たな市場開拓を戦略的に展開していくことを目的とし、純粋持株会社体制へ移行することにいたしました。

純粋持株会社体制への移行後、新たに設立される当社は、親会社として、グループ全体の経営戦略の策定及び経営資源の配分を行うとともに、各グループ会社への経営管理機能を担います。また、各グループ会社のミッションを明確化し、シナジー効果の追求によるグループ全体の経営効率の向上、グループ外取引の拡大による新たな事業機会の創出など、持続的な成長を目指してまいります。また、純粋持株会社体制への移行後も財務体質の強化と事業基盤の安定化を最優先とし、早期の復配を目指す方針です。

本件株式移転により、メガネスーパーは当社の完全子会社になるため、メガネスーパーの普通株式は上場廃止となりますが、当社は、東京証券取引所JASDAQ市場(スタンダード)に上場申請を行うことを予定しております。上場日は東京証券取引所JASDAQ市場(スタンダード)の審査によりますが、当社の設立登記日(株式移転効力発生日)である平成29年11月1日を予定しております。

(訂正前)

2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

提出会社の企業集団の概要

当社設立後の、当社とメガネスーパー及びその関係会社の状況は以下となる予定です。

メガネスーパーは、平成29年7月26日開催予定の定時株主総会による承認を前提として、平成29年11月1日(予定)を期日として、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

(後略)

(訂正後)

2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

提出会社の企業集団の概要

当社設立後の、当社とメガネスーパー及びその関係会社の状況は以下となる予定です。

メガネスーパーは、平成29年11月1日(予定)を期日として、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

(後略)

3【組織再編成に係る契約】

(訂正前)

1. 株式移転計画の内容の概要

メガネスーパーは、同社の定時株主総会による承認を条件として、平成29年11月1日(予定)を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、メガネスーパーを株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下「本株式移転計画」といいます。)を平成29年6月19日開催のメガネスーパーの取締役会において承認いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、本株式移転に際して、基準時におけるメガネスーパーの株主名簿に記載又は記録されたメガネスーパーの株主に対し、その所有するメガネスーパーの普通株式1株につき、当社の普通株式1株の割合をもって割当交付いたします。

本株式移転計画においては、平成29年7月26日開催予定のメガネスーパーの定時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画にお

いては、当社の商号、本店所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されています(詳細につきましては、次の「2. 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。)

(訂正後)

1. 株式移転計画の内容の概要

メガネスーパーは、同社の定時株主総会による承認を条件として、平成29年11月1日(予定)を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、メガネスーパーを株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下「本株式移転計画」といいます。)を平成29年6月19日開催のメガネスーパーの取締役会において承認いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、本株式移転に際して、基準時におけるメガネスーパーの株主名簿に記載又は記録されたメガネスーパーの株主に対し、その所有するメガネスーパーの普通株式1株につき、当社の普通株式1株の割合をもって割当交付いたします。

本株式移転計画においては、平成29年7月26日に開催されたメガネスーパーの定時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が行われました。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されています(詳細につきましては、次の「2. 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。)

2. 株式移転計画の内容

第2章の3 B種優先株式

(B種優先株式の株式対価の取得請求権)

(訂正前)

第10条の17

(中略)

2. 当初取得比率

取得比率は、当初、604,400とする。

(後略)

(訂正後)

(中略)

2. 当初取得比率

第10条の17

取得比率は、606,700とする。

(後略)

第2章の5 A種劣後株式

(A種劣後株式の普通株式対価の取得請求権)

(訂正前)

第10条の35

(中略)

2. 取得比率は、当初、2.202とする。

(後略)

(訂正後)

第10条の35

(中略)

2. 取得比率は、2.211とする。

(後略)

第2章の6 B種劣後株式

(B種劣後株式の普通株式対価の取得請求権)

(訂正前)

第10条の41

(中略)

2. 取得比率は、当初、1.067とする。

(後略)

(訂正後)

第10条の41

(中略)

2. 取得比率は、1.071とする。

(後略)

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1. 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

(訂正前)

買取請求権の行使の方法について

メガネスーパーの株主のうち、普通株式、A種劣後株式及びB種劣後株式の株主が、メガネスーパーに対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成29年7月26日開催予定の株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をメガネスーパーに対し通知し、かつ、上記株主総会において本株式移転に反対し、メガネスーパーが株主総会の決議の日(平成29年7月26日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

また、メガネスーパーの株主のうち、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の株主が、メガネスーパーに対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、メガネスーパーが上記株主総会の決議の日(平成29年7月26日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

メガネスーパーの株主による議決権の行使の方法としては、平成29年7月26日開催予定の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、メガネスーパーの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、メガネスーパーに提出する必要があります。)。また、当該株主が書面によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成29年7月25日午後5時15分までに議決権を行使することが必要となります。

(後略)

(訂正後)

買取請求権の行使の方法について

メガネスーパーの株主のうち、普通株式、A種劣後株式及びB種劣後株式の株主が、メガネスーパーに対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成29年7月26日に開催された株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をメガネスーパーに対し通知し、かつ、上記株主総会において本株式移転に反対し、メガネスーパーが株主総会の決議の日(平成29年7月26日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

また、メガネスーパーの株主のうち、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の株主が、メガネスーパーに対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、メガネスーパーが上記株主総会の決議の日(平成29年7月26日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

メガネスーパーの株主による議決権の行使の方法としては、平成29年7月26日に開催された定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、メガネスーパーの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、メガネスーパーに提出する必要があります。)。また、当該

株主が書面によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成29年7月25日午後5時15分までに議決権を行使することが必要となります。

（後略）

7【組織再編成に関する手続】

（訂正前）

1. 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法
本株式移転に関し、メガネスーパーは、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を記載した書面、メガネスーパーの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、メガネスーパーの本店において平成29年7月11日より備え置く予定であります。

（後略）

（訂正後）

1. 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法
本株式移転に関し、メガネスーパーは、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を記載した書面、メガネスーパーの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、メガネスーパーの本店において平成29年7月11日より備え置いております。

（後略）

（訂正前）

2. 株主総会等の組織再編成に関する手続の方法及び日程

定時株主総会基準日	平成29年4月30日（日）
株式移転計画書承認取締役会	平成29年6月19日（月）
株式移転計画書承認定時株主総会	平成29年7月26日（水） <u>予定</u>
メガネスーパー上場廃止日	平成29年10月27日（金） <u>予定</u>
株式移転期日・当社設立日	平成29年11月1日（水） <u>予定</u>
当社設立登記日	平成29年11月1日（水） <u>予定</u>
当社会社上場日	平成29年11月1日（水） <u>予定</u>

ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により日程を変更することがあります。

（訂正後）

2. 株主総会等の組織再編成に関する手続の方法及び日程

定時株主総会基準日	平成29年4月30日（日）
株式移転計画書承認取締役会	平成29年6月19日（月）
株式移転計画書承認定時株主総会	平成29年7月26日（水）
メガネスーパー上場廃止日	平成29年10月27日（金） <u>予定</u>
株式移転期日・当社設立日	平成29年11月1日（水） <u>予定</u>
当社設立登記日	平成29年11月1日（水） <u>予定</u>
当社会社上場日	平成29年11月1日（水） <u>予定</u>

ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により日程を変更することがあります。

（訂正前）

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法
メガネスーパーの株主のうち、普通株式、A種劣後株式及びB種劣後株式の株主が、メガネスーパーに対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成29年7月26日開催予定の株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をメガネスーパーに対し通知し、かつ、上記株主総会において本株式移転に反対し、メガネスーパーが株主総会の決議の日（平成29年7月26日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は

同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

また、メガネスーパーの株主のうち、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の株主が、メガネスーパーに対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、メガネスーパーが上記株主総会の決議の日(平成29年7月26日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

さらに、メガネスーパーの新株予約権者が、メガネスーパーに対して会社法第808条に定める新株予約権買取請求権を行使するためには、メガネスーパーが上記株主総会の決議の日(平成29年7月26日)から2週間以内の会社法第808条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の内容及び数を明らかにして行う必要があります。

(訂正後)

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法
- メガネスーパーの株主のうち、普通株式、A種劣後株式及びB種劣後株式の株主が、メガネスーパーに対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成29年7月26日に開催された株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をメガネスーパーに対し通知し、かつ、上記株主総会において本株式移転に反対し、メガネスーパーが株主総会の決議の日(平成29年7月26日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

また、メガネスーパーの株主のうち、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の株主が、メガネスーパーに対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、メガネスーパーが上記株主総会の決議の日(平成29年7月26日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

さらに、メガネスーパーの新株予約権者が、メガネスーパーに対して会社法第808条に定める新株予約権買取請求権を行使するためには、メガネスーパーが上記株主総会の決議の日(平成29年7月26日)から2週間以内の会社法第808条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の内容及び数を明らかにして行う必要があります。

第2【統合財務情報】

(訂正前)

(中略)

回次	第37期	第38期	第39期	第40期	第41期 (参考)
決算年月	平成25年4月	平成26年4月	平成27年4月	平成28年4月	平成29年4月
売上高 (千円)	15,969,260	14,911,237	14,291,174	15,707,211	17,892,055
経常利益又は損失() (千円)	1,654,891	2,450,874	987,878	421,531	336,538
当期純利益又は損失() (千円)	2,292,702	2,627,504	1,487,240	260,915	110,726
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	50,000	2,068,455	230,002	659,690	812,170
発行済株式総数 (株)	48,528,884	155,379,446	165,379,766	181,454,366	189,306,939
純資産額 (千円)	2,115,218	93,794	969,326	196,821	420,862
総資産額 (千円)	11,702,995	12,469,325	11,035,813	12,335,912	13,396,780
1株当たり純資産額 (円)	232.54	32.30	44.12	22.61	11.11
1株当たり配当額 (円)					
(1株当たり中間配当額) (円)	()	()	()	()	()
1株当たり当期純利益又は損失() (円)	168.79	87.81	25.25	2.51	0.39
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)				0.87	0.17
自己資本比率 (%)	18.1	0.8	8.9	1.1	2.1

自己資本利益率	(%)					38.8
株価収益率	(倍)	0.8	0.4	1.9	25.9	169.23
配当性向	(%)					
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	2,228,289	1,944,615	1,146,583	1,072,975	976,246
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	166,793	126,305	414,196	452,294	627,265
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	1,287,998	3,028,264	364,403	714,380	193,002
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	491,934	1,701,889	1,333,906	2,668,967	3,210,951
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者数)	(名)	1,011 (200)	923 (223)	874 (243)	971 (238)	1,173 (214)

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、平成25年4月期から平成27年4月期につきましては、1株当たり当期純損失のため記載しておりません。
3. 平成25年4月期から平成28年4月期の自己資本利益率につきましては、期中平均の自己資本がマイナスであるため記載しておりません。
4. 従業員数につきましては、()内に外書で準社員、嘱託社員及びパート社員数を示しております。
5. 第37期から第40期までは、連結財務諸表を作成しておりませんので、個別経営指標等の数値を記載しておりません。
6. 本表には平成29年4月期の数値を記載しておりますが、平成29年4月期の数値につきましては金融商品取引法に基づく監査終了前の数値となります。

(訂正後)

回次		第37期	第38期	第39期	第40期	第41期
決算年月		平成25年4月	平成26年4月	平成27年4月	平成28年4月	平成29年4月
売上高	(千円)	15,969,260	14,911,237	14,291,174	15,707,211	17,892,055
経常利益又は損失()	(千円)	1,654,891	2,450,874	987,878	421,531	336,538
当期純利益又は損失()	(千円)	2,292,702	2,627,504	1,487,240	260,915	110,726
持分法を適用した場合の 投資利益	(千円)					
資本金	(千円)	50,000	2,068,455	230,002	659,690	812,170
発行済株式総数	(株)	48,528,884	155,379,446	165,379,766	181,454,366	189,306,939
純資産額	(千円)	2,115,218	93,794	969,326	196,821	420,862
総資産額	(千円)	11,702,995	12,469,325	11,035,813	12,335,912	13,396,780
1株当たり純資産額	(円)	232.54	32.30	44.12	22.61	11.11
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	()	()	()	()	()
1株当たり当期純利益又は損失()	(円)	168.79	87.81	25.25	2.51	0.39
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)				0.87	0.17
自己資本比率	(%)	18.1	0.8	8.9	1.1	2.1
自己資本利益率	(%)					38.8
株価収益率	(倍)	0.8	0.4	1.9	25.9	169.23
配当性向	(%)					
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	2,228,289	1,944,615	1,146,583	1,072,975	976,246
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	166,793	126,305	414,196	452,294	627,265
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	1,287,998	3,028,264	364,403	714,380	193,002
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	491,934	1,701,889	1,333,906	2,668,967	3,210,951

従業員数 (ほか、平均臨時雇用者数)	(名)	1,011 (200)	923 (223)	874 (243)	971 (238)	1,173 (214)
-----------------------	-----	----------------	--------------	--------------	--------------	----------------

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、平成25年4月期から平成27年4月期につきましては、1株当たり当期純損失のため記載しておりません。
3. 平成25年4月期から平成28年4月期の自己資本利益率につきましては、期中平均の自己資本がマイナスであるため記載しておりません。
4. 従業員数につきましては、()内に外書で準社員、嘱託社員及びパート社員数を示しております。
5. 第37期から第40期までは、連結財務諸表を作成しておりませんので、個別経営指標等の数値を記載しておりません。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

2【沿革】

(訂正前)

平成29年6月19日	株式会社メガネスーパーの取締役会において、株式会社メガネスーパーの単独株式移転による持株会社「株式会社ビジョナリーホールディングス」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議
平成29年7月26日	株式会社メガネスーパーの株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、株式会社メガネスーパーがその完全子会社となることについて決議(予定)
平成29年11月1日	株式会社メガネスーパーが株式移転の方法により当社を設立(予定) 当社普通株式を東京証券取引所市場JASDAQ市場(スタンダード)に上場(予定)

なお、株式会社メガネスーパーの沿革につきましては、メガネスーパーの有価証券報告書(平成28年7月28日提出)をご参照ください。

(訂正後)

平成29年6月19日	株式会社メガネスーパーの取締役会において、株式会社メガネスーパーの単独株式移転による持株会社「株式会社ビジョナリーホールディングス」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議
平成29年7月26日	株式会社メガネスーパーの株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、株式会社メガネスーパーがその完全子会社となることについて決議
平成29年11月1日	株式会社メガネスーパーが株式移転の方法により当社を設立(予定) 当社普通株式を東京証券取引所市場JASDAQ市場(スタンダード)に上場(予定)

なお、株式会社メガネスーパーの沿革につきましては、メガネスーパーの有価証券報告書(平成29年7月28日提出)をご参照ください。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社メガネスーパーの業績等の概要については、同社の有価証券報告書(平成28年7月28日提出)及び四半期報告書(平成28年9月14日、平成28年12月15日及び平成29年3月16日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社メガネスーパーの業績等の概要については、同社の有価証券報告書(平成29年7月28日提出)をご参照ください。

2【生産、受注及び販売の状況】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社メガネスーパーの受注及び販売の状況については、同社の有価証券報告書(平成28年7月28日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社メガネスーパーの受注及び販売の状況については、同社の有価証券報告書(平成29年7月28日提出)をご参照ください。

3【対処すべき課題】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社メガネスーパーの対処すべき課題については、同社の有価証券報告書(平成28年7月28日提出)及び四半期報告書(平成28年9月14日、平成28年12月15日及び平成29年3月16日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社メガネスーパーの対処すべき課題については、同社の有価証券報告書(平成29年7月28日提出)をご参照ください。

5【経営上の重要な契約等】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるメガネスーパーの経営上の重要な契約等については同社の有価証券報告書(平成28年7月28日提出)及び四半期報告書(平成28年9月14日、平成28年12月15日及び平成29年3月16日提出)をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるメガネスーパーの経営上の重要な契約等については同社の有価証券報告書(平成29年7月28日提出)をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」をご参照ください。

6【研究開発活動】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるメガネスーパーの研究開発活動については、同社の有価証券報告書(平成28年7月28日提出)及び四半期報告書(平成28年9月14日、平成28年12月15日及び平成29年3月16日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるメガネスーパーの研究開発活動については、同社の有価証券報告書(平成29年7月28日提出)をご参照ください。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるメガネスーパーの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書(平成28年7月28日提出)及び四半期報告書(平成28年9月14日、平成28年12月15日及び平成29年3月16日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるメガネスーパーの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書(平成29年7月28日提出)をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(2) 連結子会社の状況

(訂正前)

当社の完全子会社となるメガネスーパーの設備投資等の概要については、同社の有価証券報告書(平成28年7月28日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社の完全子会社となるメガネスーパーの設備投資等の概要については、同社の有価証券報告書(平成29年7月28日提出)をご参照ください。

2【主要な設備の状況】

(2) 連結子会社の状況

(訂正前)

当社の完全子会社となるメガネスーパーの主要な設備の状況については、同社の有価証券報告書(平成28年7月28日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社の完全子会社となるメガネスーパーの主要な設備の状況については、同社の有価証券報告書(平成29年7月28日提出)をご参照ください。

3【設備の新設、除却等の計画】

(2) 連結子会社の状況

(訂正前)

当社の完全子会社となるメガネスーパーの設備の新設、除却等の計画については、同社の有価証券報告書(平成28年7月28日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社の完全子会社となるメガネスーパーの設備の新設、除却等の計画については、同社の有価証券報告書(平成29年7月28日提出)をご参照ください。

第4【提出会社の状況】

5【役員の状況】

(訂正前)

就任予定の当社の役員の状況は以下のとおりです。

男性9名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役社長 (代表取締役)	執行役員 店舗運営 本部長	星 崎 尚 彦	昭和41年10月27日 生	平成元年4月 平成12年1月 平成15年1月 平成18年1月 平成21年2月 平成23年10月 平成25年6月 平成25年7月	三井物産㈱入社 ㈱フラージャコージャパン代表取締役就任 ㈱ブルーノマリジャパン代表取締役就任 ㈱パートンジャパン代表取締役就任 コンサルティング会社設立代表取締役就任 株式会社クレッジ代表取締役就任 株式会社メガネスーパー執行役員副社長就 任 株式会社メガネスーパー代表取締役社長 (現任)	(注)4	普通株式 45,500 B種劣後 株式 56,603
取締役	執行役員	束 原 俊 哉	昭和41年1月25日 生	平成2年4月 平成9年6月 平成19年6月 平成23年10月 平成24年1月 平成24年5月	株式会社富士銀行入行 マッキンゼーアンドカンパニーインクジャ パン入社 ㈱アドバンテッジパートナーズ入社 ㈱ダイアナ取締役就任 株式会社メガネスーパー取締役就任 株式会社メガネスーパー取締役執行役員 (現任)	(注)4	
取締役	執行役員	小 坂 雄 介	昭和50年8月20日 生	平成10年4月 平成15年3月 平成23年10月 平成24年1月 平成24年5月	㈱日本興業銀行入行 ㈱アドバンテッジパートナーズ入社 クラシエホールディングス㈱、クラシエ ホームプロダクツ㈱、クラシエ製菓㈱、ク ラシエフーズ㈱取締役就任 株式会社メガネスーパー取締役就任 株式会社メガネスーパー取締役執行役員 (現任)	(注)4	
取締役	執行役員 C F O	三 井 規 彰	昭和45年10月20日 生	平成16年12月 平成19年12月 平成22年3月 平成22年3月 平成24年10月 平成27年9月 平成27年9月	株式会社クオカード入社 株式会社タスコシステム取締役経営管理本 部長兼経営企画室長 株式会社EMCOMホールディングス取締役管 理本部長 株式会社EMCOM FINANCIAL代表取締役 株式会社アイレップ 経営推進本部長 株式会社メガネスーパー入社 株式会社メガネスーパー取締役執行役員C F O (現任)	(注)4	普通株式 6,500
取締役		永 露 英 郎 (注)1	昭和45年5月8日 生	平成5年4月 平成10年5月 平成17年9月 平成19年1月 平成24年1月	マッキンゼーアンドカンパニーインクジャ パン入社 ㈱アドバンテッジパートナーズ入社 ㈱アドバンテッジパートナーズ シニア パートナー就任(現任) ㈱レイズインターナショナル取締役就任 株式会社メガネスーパー取締役就任(現 任)	(注)4	
取締役		松 本 大 輔 (注)1、2	昭和49年3月4日 生	平成9年4月 平成17年7月 平成19年10月 平成21年10月	マッキンゼーアンドカンパニーインクジャ パン入社 同社アソシエート・プリンシパル ブーズ・アンド・カンパニー株式会社シニ アエクゼクティブ・アドバイザー ルートエフパートナーズ株式会社設立 株式会社メガネスーパー代表取締役就任 (現任)	(注)4	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)		吉田 豊 稔	昭和22年12月 21日生	昭和52年10月 平成4年4月 平成10年4月 平成11年5月 平成14年10月 平成16年5月 平成17年5月 平成19年7月 平成21年5月 平成22年7月	旧(株)メガネスーパー入社 旧(株)メガネスーパー営業部課長代理 旧(株)メガネスーパー流通部課長代理 旧(株)メガネスーパー流通部商品1課課長 株式会社メガネスーパー株式公開準備室長 株式会社メガネスーパー財務部株式課次長 株式会社メガネスーパー株式会社部長 株式会社メガネスーパー取締役就任 株式会社メガネスーパー事業戦略部長 株式会社メガネスーパー常勤監査役就任(現任)	(注)5	普通株式 17,880
監査役		杉崎 茂 (注)3	昭和23年7月 17日生	昭和52年4月 平成5年4月 平成13年12月 平成14年3月 平成18年4月	弁護士登録 横浜弁護士会副会長 厚木信用組合金融整理管財人 株式会社メガネスーパー監査役就任(現任) 日本弁護士連合会副会長	(注)5	普通株式 43,200
監査役		平岡 久夫 (注)3	昭和21年11月 13日生	昭和44年4月 平成元年8月 平成6年2月 平成9年6月 平成11年4月 平成13年3月 平成16年10月 平成19年7月	日興証券(株)入社 日興証券(株)証券開発部長 (株)日興リサーチセンター経済調査部長 日興証券投資信託委託(株)取締役調査本部長 日興アセットマネジメント(株)常務執行役員 (株)日興リサーチセンター取締役副理事長 日興ファイナンシャル・インテリジェンス(株)副理事長 株式会社メガネスーパー監査役就任(現任)	(注)5	普通株式 10,000
計							普通株式 123,080 B種劣後株式 56,603

(注) 1 取締役永露英郎氏および取締役松本大輔氏は、社外取締役であります。

2 取締役松本大輔氏は株式会社メガネスーパー第41期定時株主総会（平成29年7月26日開催予定）において、その選任を付議いたします。

3 監査役杉崎 茂、平岡久夫氏は、社外監査役であります。

4 取締役の任期は、平成29年11月1日である当社の設立日から平成29年4月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

5 監査役の任期は、平成29年11月1日である当社の設立日から平成31年4月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

(訂正後)

就任予定の当社の役員の状況は以下のとおりです。

男性9名 女性0名（役員のうち女性の比率0%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役社長 (代表取締役)	執行役員 店舗運営 本部長	星 崎 尚 彦	昭和41年10月27 日生	平成元年4月 三井物産(株)入社 平成12年1月 (株)フラーゴージャパン代表取締役就任 平成15年1月 (株)ブルーノマリジャパン代表取締役就任 平成18年1月 (株)バートンジャパン代表取締役就任 平成21年2月 コンサルティング会社設立代表取締役就任 平成23年10月 株式会社クレッジ代表取締役就任 平成25年6月 株式会社メガネスーパー執行役員副社長就任 平成25年7月 株式会社メガネスーパー代表取締役社長(現任)	(注)4	普通株式 45,500 B種劣後 株式 56,603
取締役	執行役員	束 原 俊 哉	昭和41年1月25 日生	平成2年4月 株式会社富士銀行入行 平成9年6月 マッキンゼーアンドカンパニーインク ジャパン入社 平成19年6月 (株)アドバンテッジパートナーズ入社 平成23年10月 (株)ダイアナ取締役就任 平成24年1月 株式会社メガネスーパー取締役就任 平成24年5月 株式会社メガネスーパー取締役執行役員 (現任)	(注)4	
取締役	執行役員	小 坂 雄 介	昭和50年8月20 日生	平成10年4月 (株)日本興業銀行入行 平成15年3月 (株)アドバンテッジパートナーズ入社 クラシエホールディングス(株)、クラシエ ホームプロダクツ(株)、クラシエ製菓(株)、 クラシエフーズ(株)取締役就任 平成23年10月 株式会社メガネスーパー取締役就任 平成24年1月 株式会社メガネスーパー取締役執行役員 (現任)	(注)4	
取締役	執行役員 CFO	三 井 規 彰	昭和45年10月20 日生	平成16年12月 株式会社クオカード入社 平成19年12月 株式会社タスコシステム取締役経営管理 本部長兼経営企画室長 平成22年3月 株式会社EMCOMホールディングス取締役管 理本部長 平成22年3月 株式会社EMCOM FINANCIAL代表取締役 平成24年10月 株式会社アイレップ 経営推進本部長 平成27年9月 株式会社メガネスーパー入社 同社執行役員CFO就任 平成28年7月 株式会社メガネスーパー取締役執行役員 CFO(現任)	(注)4	普通株式 6,500
取締役		永 露 英 郎 (注)1	昭和45年5月8 日生	平成5年4月 マッキンゼーアンドカンパニーインク ジャパン入社 平成10年5月 (株)アドバンテッジパートナーズ入社 平成17年9月 (株)アドバンテッジパートナーズ シニア パートナー就任(現任) 平成19年1月 (株)レイズインターナショナル取締役就 任 平成24年1月 株式会社メガネスーパー取締役就任(現 任)	(注)4	
取締役		松 本 大 輔 (注)1、2	昭和49年3月4 日生	平成9年4月 マッキンゼーアンドカンパニーインク ジャパン入社 平成17年7月 同社アソシエート・プリンシパル就任 平成19年10月 ブーズ・アンド・カンパニー株式会社シ ニアエグゼクティブ・アドバイザー就任 平成21年10月 ルートエフパートナーズ株式会社設立 同社代表取締役就任(現任) 平成29年7月 株式会社メガネスーパー取締役就任(現 任)	(注)4	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)		吉田 豊稔	昭和22年12月21日生	昭和52年10月 平成4年4月 平成10年4月 平成11年5月 平成14年10月 平成16年5月 平成17年5月 平成19年7月 平成21年5月 平成22年7月	旧㈱メガネスーパー入社 旧㈱メガネスーパー営業部課長代理 旧㈱メガネスーパー流通部課長代理 旧㈱メガネスーパー流通部商品1課課長 株式会社メガネスーパー株式公開準備室長 株式会社メガネスーパー財務部株式課次長 株式会社メガネスーパー株式会社部長 株式会社メガネスーパー取締役就任 株式会社メガネスーパー事業戦略部長 株式会社メガネスーパー常勤監査役就任(現任)	(注)5	普通株式 17,880
監査役		杉崎 茂 (注)3	昭和23年7月17日生	昭和52年4月 平成5年4月 平成13年12月 平成14年3月 平成18年4月	弁護士登録 横浜弁護士会副会長 厚木信用組合金融整理管財人 株式会社メガネスーパー監査役就任(現任) 日本弁護士連合会副会長	(注)5	普通株式 43,200
監査役		平岡 久夫 (注)3	昭和21年11月13日生	昭和44年4月 平成元年8月 平成6年2月 平成9年6月 平成11年4月 平成13年3月 平成16年10月 平成19年7月	日興証券㈱入社 日興証券㈱証券開発部長 ㈱日興リサーチセンター経済調査部長 日興証券投資信託委託㈱取締役調査本部長 日興アセットマネジメント㈱常務執行役員 ㈱日興リサーチセンター取締役副理事長 日興ファイナンシャル・インテリジェンス㈱副理事長 株式会社メガネスーパー監査役就任(現任)	(注)5	普通株式 10,000
計							普通株式 123,080 B種劣後株式 56,603

(注) 1 取締役永露英郎氏および取締役松本大輔氏は、社外取締役であります。

2 取締役松本大輔氏は株式会社メガネスーパー第41期定時株主総会（平成29年7月26日開催）において、その選任を決議いたしました。

3 監査役杉崎 茂、平岡久夫氏は、社外監査役であります。

4 取締役の任期は、平成29年11月1日である当社の設立日から平成29年4月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

5 監査役の任期は、平成29年11月1日である当社の設立日から平成31年4月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

第5【経理の状況】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるメガネスーパーの経理の状況については、同社の有価証券報告書(平成28年7月28日提出)及び四半期報告書(平成28年9月14日、平成28年12月15日及び平成29年3月16日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるメガネスーパーの経理の状況については、同社の有価証券報告書(平成29年7月28日提出)をご参照ください。

第六部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

(訂正前)

事業年度 第40期(自 平成27年 5 月 1 日 至 平成28年 4 月30日) 平成28年 7 月28日 関東財務局長に提出。

(訂正後)

事業年度 第41期(自 平成28年 5 月 1 日 至 平成29年 4 月30日) 平成29年 7 月28日 関東財務局長に提出。

【四半期報告書又は半期報告書】

(訂正前)

事業年度 第41期第 1 四半期(自 平成28年 5 月 1 日 至 平成28年 7 月31日) 平成28年 9 月14日 関東財務局長に提出。

事業年度 第41期第 2 四半期(自 平成28年 8 月 1 日 至 平成28年10月31日) 平成28年12月15日 関東財務局長に提出。

事業年度 第41期第 3 四半期(自 平成28年11月 1 日 至 平成29年 1 月31日) 平成29年 3 月16日 関東財務局長に提出。

(訂正後)

該当事項はありません。

【臨時報告書】

(訂正前)

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日(平成29年 7 月10日)までに、以下の臨時報告書を提出しております。

金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を平成28年 7 月29日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第12号の規定に基づく臨時報告書を平成28年 9 月13日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 8 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を平成28年12月15日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 2 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を平成28年12月19日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 4 の規定に基づく臨時報告書を平成29年 6 月19日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 6 号の 3 の規定に基づく臨時報告書を平成29年 6 月19日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 2 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を平成29年 6 月28日に関東財務局長に提出。

(訂正後)

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日(平成29年 7 月28日)までに、以下の臨時報告書を提出しております。

金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を平成29年 7 月28日に関東財務局長に提出。

【訂正報告書】

(訂正前)

平成28年12月19日関東財務局長に提出の臨時報告書の訂正報告書を平成29年 1 月10日に関東財務局長に提出。

平成29年 6 月19日関東財務局長に提出の臨時報告書の訂正報告書を平成29年 7 月 6 日に関東財務局長に提出。

(訂正後)

該当事項はありません。